

第6章 まちづくりの推進方針

6-1 まちづくりの基本原則	・ ・ 85
6-2 参加と協働によるまちづくりの推進	・ ・ 86
6-3 計画の進行管理	・ ・ 87



Shinshiro City

第6章 まちづくりの推進方針

6-1 まちづくりの基本原則

人口減少、急激な少子・高齢化の進行、社会保障費の増加、大規模災害の切迫性や慢性的な財政制約のなか、価値観が多様化しており、まちづくりの課題も多岐にわたっています。

このような中では、行政が積極的に取り組んでいくことはもちろんですが、本市において元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるためには、老若男女みんなが当事者となってまちづくりを進め、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、新城市自治基本条例では以下のようにまちづくりの基本原則を定めています。

(1) 市民主役の原則

住みよいまちにするためには市民一人ひとりが行動することが必要です。市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。

(2) 参加協働の原則

市民が市政について参加できる仕組みを整え、市民、議会、行政または市民同士がお互いの立場を尊重しながら、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。

(3) 情報共有の原則

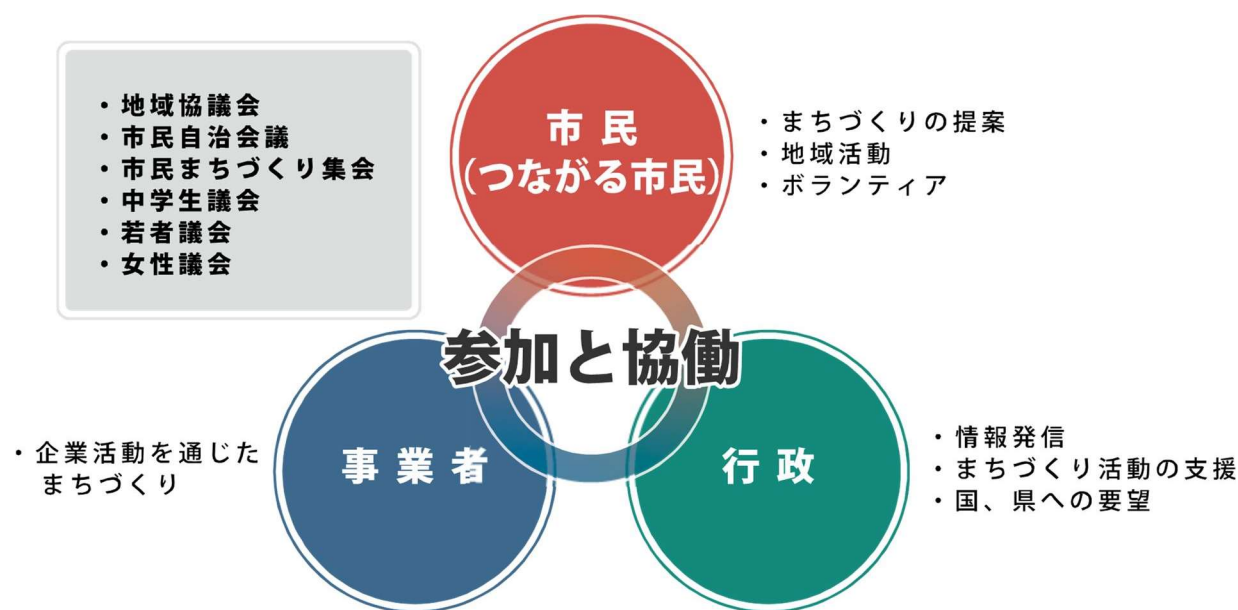
市民がまちづくりに取り組めるように、議会及び行政は情報を積極的に分かりやすく市民に提供し、まちづくりに関する情報と意識の共有を図ります。また、市民も自分たちが持っている地域の情報などを積極的に提供し、さまざまな活動が互いに有効に機能するように努め、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。

6-2 参加と協働によるまちづくりの推進

まちづくりの主役は市民であり、市民はまちづくりに対して主体的に取り組むことが重要です。また、事業者は企業の活動を通じて地域社会に貢献し、市民と連携してまちづくりの取り組みを進めていくことが求められます。行政においては、積極的な情報発信やまちづくり活動への支援が求められています。

本市で活動するNPO法人やボランティア団体などいわゆるつながる市民も、まちづくりの一員として積極的に連携・協力を行っていくことが重要です。

本市には、地域自治区制度による地域自治を推進する仕組みや、市民自治会議や市民まちづくり集会をはじめ、中学生議会、若者議会、女性議会など、様々な主体が互いに意見を出し合う場が設けられており、これらを活用し一体的にまちづくりを推進していく必要があります。

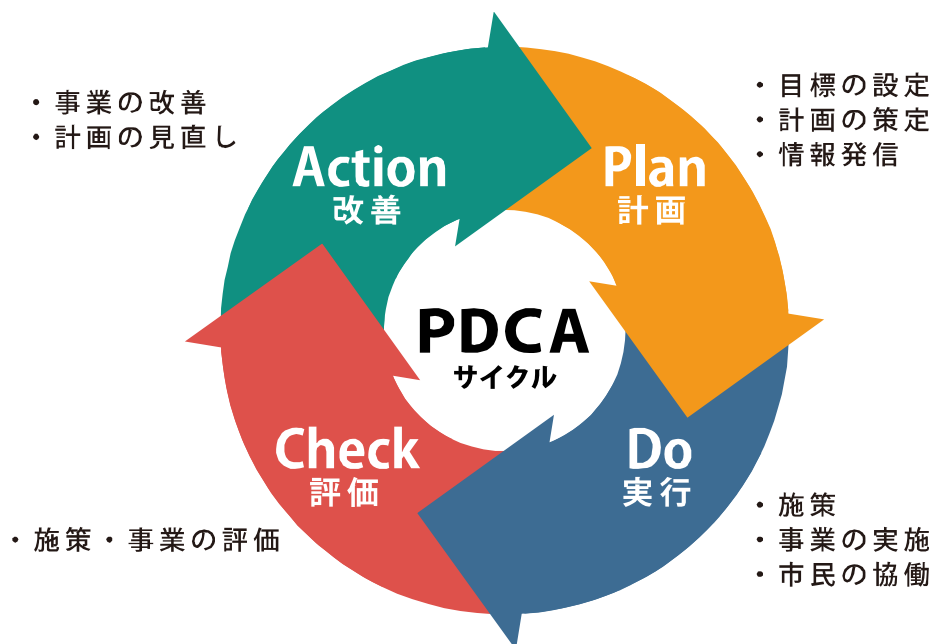


■まちづくりにおける参加と協働

6-3 計画の進行管理

本計画は、長期的な視野に立ち、本市の将来におけるあるべき姿や、まちづくりの方針を示したものであり、これらの実現に向けて、市民、事業者、行政が積極的にまちづくりを推進していく必要があります。

一方、社会情勢の変化や、ニーズの変化、関係法令の変更などによって目標や実現方策の軌道修正を行う必要がある場合も予想されます。そのため、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによって計画の進行管理を行うことが求められており、必要に応じて適切な見直しを行っていくものとします。



■PDCAサイクル

